

吸収合併に係る事後開示書面

令和4年 10 月 21 日

株式会社ランドビジネス

令和4 年 10 月 21 日

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号霞が関ビルディング
株式会社ランドビジネス
代表取締役 森作 哲朗

吸収合併に係る事後開示書面

当社は、令和4 年 7 月 19 日付けで株式会社ペリカンムーンとの間で締結した吸収合併契約に基づき、令和4 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ペリカンムーンを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」という）を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日

令和4 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、吸収合併の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、令和4 年 8 月 22 日付けで官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

当社において、本件吸収合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社において、本件吸収合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、令和 4 年 8 月 22 日付けで官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記（吸収合併による変更の登記）をした日
令和 4 年 10 月 3 日

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

別紙 1

吸収合併に関する事前開示書面

吸収合併に関する事前開示書面

令和4年8月22日

株式会社ランドビジネス

株式会社ペリカンムーン

令和 4 年 8 月 22 日

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号霞が関ビルディング
株式会社ランドビジネス
代表取締役 森作 哲朗
東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号霞が関ビルディング
株式会社ペリカンムーン
代表取締役 亀井 正通

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社／会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

株式会社ランドビジネス（以下、「吸収合併存続会社」という。）及び株式会社ペリカンムーン（以下、「吸収合併消滅会社」という。）は、令和 4 年 7 月 19 日付けで、令和 4 年 10 月 1 日を効力発生日とする吸収合併契約（以下、「本吸収合併」という。）を締結いたしました。

本吸収合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併当事会社の計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
吸収合併存続会社の計算書類等は、別紙 2 のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な 影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません

【吸収合併消滅会社】

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等
最終事業年度の吸収合併消滅会社の計算書類等は、別紙 3 のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な 影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておられません。

したがって、本合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

6. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容をただちに開示いたします

以上

別紙 2

合併契約書



合併契約書

株式会社ランドビジネス(住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング。以下「甲」という。)及び株式会社ペリカンムーン(住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング。以下「乙」という。)は、次のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (合併の方法)

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併する(以下「本件合併」という。))。

第2条 (本件合併に際して交付する株式及びその割当て)

甲は、乙の全株式を所有しており、本件合併では一切の対価を交付しない。

第3条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

甲は、本件合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

第4条 (効力発生日)

本件合併は、その効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)を、令和4年10月1日とする。但し、本件合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条 (権利義務全部の承継)

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産、負債その他一切の権利義務を承継する。

第6条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第7条 (簡易合併、略式合併)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。なお、甲は会社法第796条第2項、乙は第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第8条 (費用負担)

効力発生日以降において、乙の解散のために要する費用は、すべて甲の負担とする。

第9条 (本件合併の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本件合併の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本件合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、各契約当事者の適法な機関決定による承認が得られないとき又は適用ある法令の要件を満たさない場合は、その効力を失う。

第11条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本件合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

令和4年7月19日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

霞が関ビルディング

株式会社ランドビジネス

代表取締役社長 森作 哲朗



乙 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

霞が関ビルディング

株式会社ペリカンムーン

代表取締役 亀井 正通



別紙 3

吸収合併消滅会社の計算書類

第1期

決 算 報 告 書

自 令和 2年10月 8日

至 令和 3年 9月30日

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
4. 個 別 注 記 表

株式会社ペリカンムーン

1. 貸 借 対 照 表

令和 3年 9月30日 現在

(単位：円)

(資産の部)

流動資産

現 金 及 び 預 金	163,729,241	
未 収 入 金	2,810,607	
原 材 料	733,866	
貯 蔵 品	23,512,126	
前 払 費 用	1,592,820	
流動資産合計	192,378,660	

固定資産

有形固定資産

工 具 器 具 備 品	418,167	
建 設 仮 勘 定	1,457,588	1,875,755

投資その他の資産

差 入 保 証 金	294,000	294,000
-----------	---------	---------

固定資産合計	2,169,755	
資産の部合計	194,548,415	

(負債の部)

流動負債

買掛金	229,173	
未払金	13,343,485	
未払費用	865,216	
未払法人税等	265,800	
預り金	204,500	
流動負債合計	14,908,174	
負債の部合計	14,908,174	

(純資産の部)

株主資本

資本金		100,000,000
資本剰余金		
資本準備金	100,000,000	100,000,000

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金	-20,359,759	-20,359,759
---------	-------------	-------------

株主資本合計

179,640,241

純資産の部合計

179,640,241

負債及び純資産合計

194,548,415

2. 損 益 計 算 書

自 令和 2年10月 8日

至 令和 3年 9月30日

(単位：円)

売上総利益		0
販売費及び一般管理費		
給 料 手 当	12,031,711	
法 定 福 利 費	1,791,587	
福 利 厚 生 費	12,090	
採 用 教 育 費	38,638	
広 告 宣 伝 費	389,103	
接 待 交 際 費	6,364	
旅 費 交 通 費	839,769	
通 信 費	532,436	
事 務 用 消 耗 品 費	47,699	
修 繕 費	36,000	
水 道 光 熱 費	173,332	
支 払 手 数 料	461,061	
地 代 家 賃	312,000	
保 険 料	42,727	
租 税 公 課	971,794	
研 究 開 発 費	523,583	
減 価 償 却 費	64,333	
雑 費	23,258	
採 用 費	1,797,973	20,095,458
営業損失		20,095,458
営業外収益		
受 取 利 息		1,499
経常損失		20,093,959
税引前当期純損失		20,093,959
法人税等		265,800
当期純損失		20,359,759

3. 株主資本等変動計算書

自 令和 2年10月 8日

至 令和 3年 9月30日

(単位：円)

株主資本

資 本 金	当期首残高	0
	当期変動額 資本金の払込	100,000,000
	当期末残高	<u>100,000,000</u>

資 本 剰 余 金	当期首残高	0
資 本 準 備 金	当期変動額 資本金の払込	100,000,000
	当期末残高	<u>100,000,000</u>

資 本 剰 余 金 合 計	当期首残高	0
	当期変動額	100,000,000
	当期末残高	<u>100,000,000</u>

利 益 剰 余 金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	0
	当期変動額 当期純利益	-20,359,759
	当期末残高	<u>-20,359,759</u>

利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高	0
	当期変動額	-20,359,759
	当期末残高	<u>-20,359,759</u>

株 主 資 本 合 計	当期首残高	0
	当期変動額	179,640,241
	当期末残高	<u>179,640,241</u>

純 資 産 合 計	当期首残高	0
	当期変動額	179,640,241
	当期末残高	<u>179,640,241</u>

4. 個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却方法
定額法
- (3) 消費税の処理方法
税抜方式

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 64,333 円
- (2) 関係会社に対する金銭債務 3,750,705 円

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- (2) 営業取引による取引高売上高

4. 株主資本等変動書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項
普通株式
 - 前期末株式数 0 株
 - 当期増加株式数 20,000 株
 - 当期減少株式数 0 株
 - 当期末株式数 20,000 株

5. 一株当たり情報に関する注記

- (1) 一株当たり純資産額 8,982円01 銭
- (2) 一株当たり当期純利益金額 -1,017円99 銭